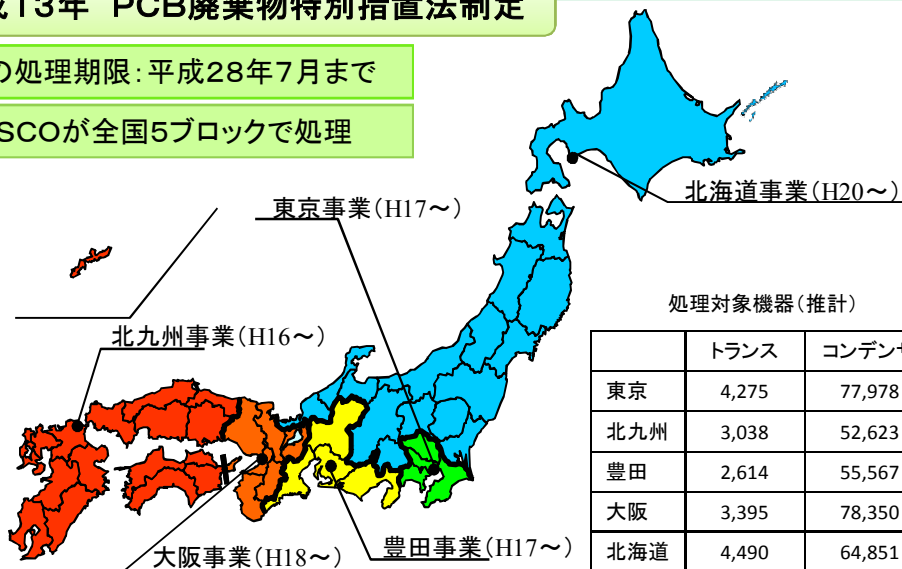


平成13年 PCB廃棄物特別措置法制定

法の処理期限：平成28年7月まで

JESCOが全国5ブロックで処理



JESCO施設での処理状況

処理進捗率(法施行後10年目)

<全国>
トランス類：35%
コンデンサ類：25%
※このほか、安定器等・汚染物については、平成21年度より北九州事業所で処理が始まっている。

<北海道事業>
トランス類：25%
コンデンサ類：21%

処理遅れの原因

- 処理物(トランス・コンデンサ)の多様性、複雑性
- 前例のない化学プラント(多段階の前処理が必要で、課題を解決しながら操業)
- 施設内の閉鎖系でPCBを処理 ⇒ 労働環境を確保しながら操業

PCB廃棄物特別措置法の処理期限までに、8割程度は処理が終わる見込みであるが、処理完了は困難な状況

政府は法施行後、10年経過した時点で、施行状況の検討を行い必要な措置

「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」を設置

検討スケジュール：平成23年10月から開始し、平成24年夏頃をメドにとりまとめ予定

検討状況(今後の処理推進策)

高圧トランス・コンデンサ

1. 処理施設の改造

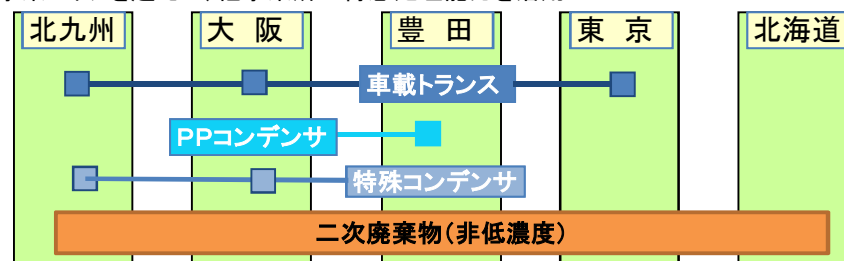
- 処理推進のための設備改造(大阪、豊田、東京、北海道)

北海道事業所

○小型トランスの処理終了後、大型のコンデンサを処理するラインに改造。

2. 他事業所の得意能力の活用

- 事業エリアを越えて、他事業所の得意処理能力を活用



3. 低濃度物の無害化処理認定施設の活用

- 洗浄処理した紙・木や活性炭・防護服などの低濃度のものは、無害化処理認定施設を活用

安定器等・汚染物

北九州	平成21年から操業開始
北海道	処理施設の建設中
豊田 大阪	施設立地の努力をしてきたところであるが、現状では、施設整備の見込みは立っていない。
東京	安定器の処理は稼働に問題があり停止中。

- 豊田・東京・大阪事業エリアにおける処理体制の確保に具体的に取り組む。
- その上で、北九州・北海道事業所については、自エリアの処理終了の見通しがついた時点で、処理状況を踏まえ処理体制の方向性について判断。

推進策導入による処理期間(試算)

高圧トランス・コンデンサ

	(導入前)	(導入後)
北海道事業所	平成35年	平成35年
東京事業所	平成49年	平成35年
豊田事業所	平成48年	平成30年
大阪事業所	平成34年	平成30年
北九州事業所	平成30年	平成30年

このほか、安定器等・汚染物の処理のために、変動する可能性がある。